

いのちと健康

ニュース

NO. 64

1994年 5月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

愛知健康センターの 『安全衛生実施調査』に御協力を

調査対象期間 93.4.1~94.3.31

大企業の職場をはじめ中小企業の職場では、長時間労働・過密労働による過労で健康を害したり、倒れられたり亡くなる仲間がふえています。

職場から過労死をなくし、健康を守るためには、労働安全衛生法に基づく、安全衛生活動や健康管理が確実に実施されることが欠かすことのできないことです。

愛知健康センターでは、過去2回「安全衛生実施調査」を実施してきました。

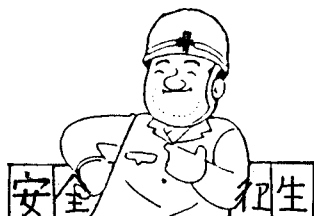
調査対象企業数は、300事業所（民間240・官公60）ですが、回収数は第1回が64件（民間28・官公32）第2回が39件（民間24・官公15）と非常に少数しか回収できませんでした。

調査の信頼性を高めるために回収数を高めたいと思います。

各組合では、執行委員会でご検討願います。取り組みをお願い致します。

調査用紙は、5月中旬までに配布致します。

（事務局）



〔渡辺労災裁判を支援する会〕

「栄総行動実行委」が支援要請行動

4/13間組名古屋支店前早朝ピラ配布

栄総行動実行委員会は、4/13要求実現のための総行動を行ないました。

地下鉄ターミナル10ヶ所で早朝ピラ配布を行ない、訴えと支援のよびかけをしました。

10時から、要請団を編成して名古屋市をはじめ10ヶ所の関係官庁へ要請行動を行ない要求解決を申し入れました。

12時から30分昼休み集会を開催し、要求実現に向けて決起しました。

さらに午後の要請行動として、中電本店をはじめ10企業にそれぞれ関係争議の早期解決を迫りました。

「渡辺労災裁判を支援する会」も支援団体役員と「家族の会」の方々と遺族の渡辺光子さんとともに、「丸の内駅」と「間組名古屋支店」前での早朝ピラ配布を行ないました。

午後の「間組名古屋支店」への要請団は名証券労組はじめ名水労など支援団体や「家族の会」の代表が参加し、「元請責任」を認め裁判の早期解決を要請しました。

（事務局）

お知らせ

第3期 いのちと健康大学

恒例の「第3期 いのちと健康大学」を下記の日程で開催いたします。
今回は、春闘の時期をさけて計画を致しました。 労働組合・民主団体の組合員・会員の皆さん！ 誘いあってご聴講をお願いします。

第1回	5月12日 (木)	私たちの健康と労働・生活 喜多村 敬 (南医療生協病院・内科部長・医師)
第2回	5月26日 (木)	不況下の労働時間の短縮と人間らしく働く基準づくり 佐々木 昭三 (あいち職場の健康問題研究会事務局長)
第3回	6月 9日 (木)	労働安全衛生法の職場での積極的な活用のしかた 近藤 雄二 (天理大学・体育学部健康管理学)
第4回	6月23日 (木)	健康で人間らしく働くために一快適職場指針と労安法の活用一 佐々木 昭三 (あいち職場の健康問題研究会事務局長)
第5回	7月 7日 (木)	夜勤・交替制労働と私たちの健康・労働・生活 山田 信也 (名古屋大学医学部名誉教授)
第6回	7月21日 (木)	いのちと健康を守るとりくみの歴史と視点 山田 信也 (名古屋大学医学部名誉教授)

- ◆時間：いつでも午後6:30より8:30まで 〽 〽 ◆参加費：全日程 6,000円
◆場所：名古屋市女性会館会議室 〽 〽 (未加盟 7,000円)
地下鉄「東別院駅」下車 〽 〽 -----
◆定員：50名 〽 〽 選択 1回 1,500円
◆申込み：愛知健康センターへTEL または 〽 〽 (未加盟 1,800円)
FAX (322-0406) で所属団体名と 〽 〽 ◆参加費は、当日受付でお受けします。
氏名を事務局へ連絡して下さい 〽 〽

~~~~~キ~~~~リ~~~~ト~~~~リ~~~~線~~~~~

### 第3期いのちと健康大学参加申込書

|             |        |     |   |     |     |
|-------------|--------|-----|---|-----|-----|
| 氏 名         |        | 年 令 | 才 | 性 別 | 男・女 |
| 連絡先 (住所・電話) | 〒( ) - |     |   |     |     |
| 所属組合または団体名  |        |     |   |     |     |

## 職場の安全衛生

### 現代の「合理化」＝ 頸腕・腰痛

事務労働者のなかで頸腕患者が多発してきた経過をみると、IBMが売り出したパンチ機械が打鍵に相当な力を必要とするうえに、一番よく叩く0のキーを打つのが弱い薬指で、パンチャー病としてはじまりました。

その後つぎつぎと開発された新しい事務機械や用具の普及のもとで、打鍵の有無にかかわりなく、一切の事務職種、または電話交換、速記、印刷産業の植字などの事務類似職種に頸肩腕障害がひろがりました。

#### 【作業負荷無視の機械持ち込み】

1950年代までは、職業病とは関係ないように思われていた事務系職種に頸肩腕障害がひろがったわけは、高い効率をあげられるようにする機械の開発・普及がすすめられたこと。

新機械は能率をあげることだけを強調し、それが働く人たちに作業負荷・負担がかかるにもかかわらず、作業速度～密度など一連続作業時間休憩、一日の作業時間などを無視して職場に持ち込まれていきました。

そして1970年代前半までは、頸腕になってもそれが仕事のせいではなくて、私生活や精神・性格に問題があるようにされてきたところに大量に発生させてきた大きな問題がありました。

つまり人減らし「合理化」のなかで多発させたのがこの職業病です。 ➤

#### 【予防の基本は七つのチェック】

もっとも基本的なことは、労働者の神経・筋肉の状態を良好に維持することが大切です。

労働時間が長すぎないこと、労働密度が高すぎないことが重要です。

したがって、

- ①一連続時間、一日の作業時間が守られているか。
- ②休憩、体操、休日で疲労がたまるのを防いでいるか。
- ③椅子、作業台、機器などが使いやすい配置か。
- ④部屋の照明、温度・湿度など作業環境が快適か。
- ⑤技術教育・訓練、安全衛生の徹底。
- ⑥機器の保守点検。
- ⑦定期的に眼、頸肩腕などの健康診断など。

以上のことをチェックして、対策をつよめることが必要です。

被災者は、早期治療とともに、血管収縮を誘発するような環境条件と生活および労働のしかたをさける。

良好な筋肉の状態をマッサージその他の適切な方法で回復し、維持することが大切です。

( 3/15付「全労連」新聞より抜粋)



[福井・看護婦過労死訴訟裁判]

## 両親が過労死で損害賠償請求

4/15、福井地方裁判所で

看護婦の吉田順子さん（当時22才）が90年7月、当直明けに急性心不全で死亡したのは過労死だとして、福井市に住む両親が財団医療法人藤田記念病院（藤田幸男理事長）に損害賠償を求めている訴訟の第14回口頭弁論が4/15、福井地裁で開かれました。

この日、死亡した前日順子さんと当直をとともにした看護婦が原告側尋問にたいして証言し、自分が当直したときナースコールが鳴らない日はなかったなど労働実態についてのべました。

また順子さんが亡くなった理由を病院など誰からも聞かされたことがなく、死亡後2、3月して当直制が夜勤制の2交替制にかわった理由も聞いたことがない、などと答えました。

さらに日曜日の日直につづく当直勤務後に代休がとれることを採用面接で聞いたことがなかった。

代休はとらない日が多かったが、それを婦長から注意されたことはなかったなどと答え、被告病院側の健康管理責任などが明らかとなりました。

今回は、6/15の午前10時30分から、同僚看護婦が証言に立ちます。

（4/17付、「赤旗」報道から抜粋）

## お知らせ

### 語ろう

### いのちと健康

第10回 地方公務員労働安全衛生・職業病 全国交流集会

主催：日本自治体労働組合総連合

自治労連では、吹田市職労の保母・東海久子さんの大阪高裁逆転勝利判決をはじめとして、いくつかの労災裁判・認定で勝利をかちとってきました。

このような時期に、標記の全国交流集会が開催されます。

関係組合は、積極的にご参加をお願いします。

1. 日時 6月4日（土）pm1:30から  
6月6日（月）12:00 まで

2. 場所 福島県郡山市  
「磐梯グランドホテル」

3. メインスローガン  
「いのちと健康を守る活動を、今こそ  
中心課題として——自治体労働者  
の労働安全衛生活動の昨日・今日・  
明日——」

4. 内容  
記念講演「公務員労働者の安全衛生」  
船尾 徹氏（自治労連弁護団）  
基調報告「労安活動の到達点と展望」  
杉目 和明（労安対策事務局長）  
特別報告 吹田市職労・船橋市職労  
シンポジウム

①労安活動と公務災害・職業病闘争  
②疾病と公務災害、政府・財界の対応  
③労働安全衛生と地域活動  
（愛知健康センター・佐々木昭三氏が  
パネラーとして参加します。）

講座「基礎講座＝労働安全衛生活動」  
分科会 「現業職場の安全衛生活動」